

お取引先様 各位

『マフラーのはみ出し等に関して』

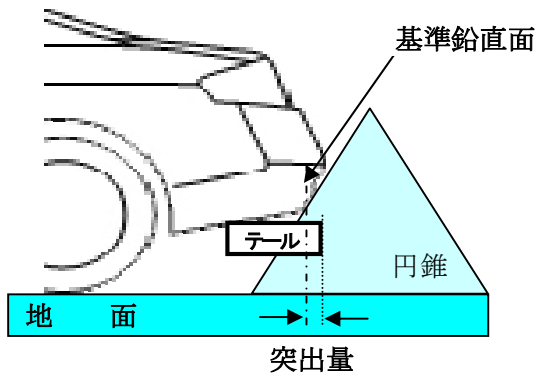
この度、2009年1月1日より道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）第22条に基づく別添20「外装の技術基準」及び審査事務規程4-106⑤が適用されましたのでお知らせします。なお、新基準に従って端部加工されたマフラーに対するバンパー等からの定量的なはみ出し量の数値規制は定められておらず、これまでどおり、エアロパーツ等との共用取り付けの際には、最低限、マフラー端部が車両の最後部とならないようにご注意をお願いいたします。

対象：2009年1月1日以降に製作された自動車に装着するマフラー

注) 2008年12月31日までに製作された自動車に装着するマフラーについては、この基準は適応されません。

新基準：排気管は、その上方のフロア・ラインを含む鉛直面から10mmを超えて突出してはならない。ただし、排気管は、その端部に丸みを付けてあり、かつ、2.5mm以上の曲率半径を有するものにあつては、フロア・ラインを含む鉛直面から10mmを超えて突出してもよい。

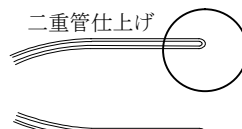
また、自動車の外装表面には、曲率半径が2.5mm未満である突起を有してはならない。但し、突出量が5mm未満である突起にあつては突起の外向きの端部に丸みがつけられているものであればよいものとし、突出量が1.5mm未満にあつてはこの限りでない。



※ フロア・ラインとは、垂直軸と母線のなす角度が30°である円錐を、積載状態にある自動車の外部表面に、できるだけ低い位置で連続的に接触させたときの自動車の外部表面と円錐との接点の幾何学的軌跡。

- 突出量が10mmを超える場合は、下記のようにテール突端部加工をしなければならない

例：



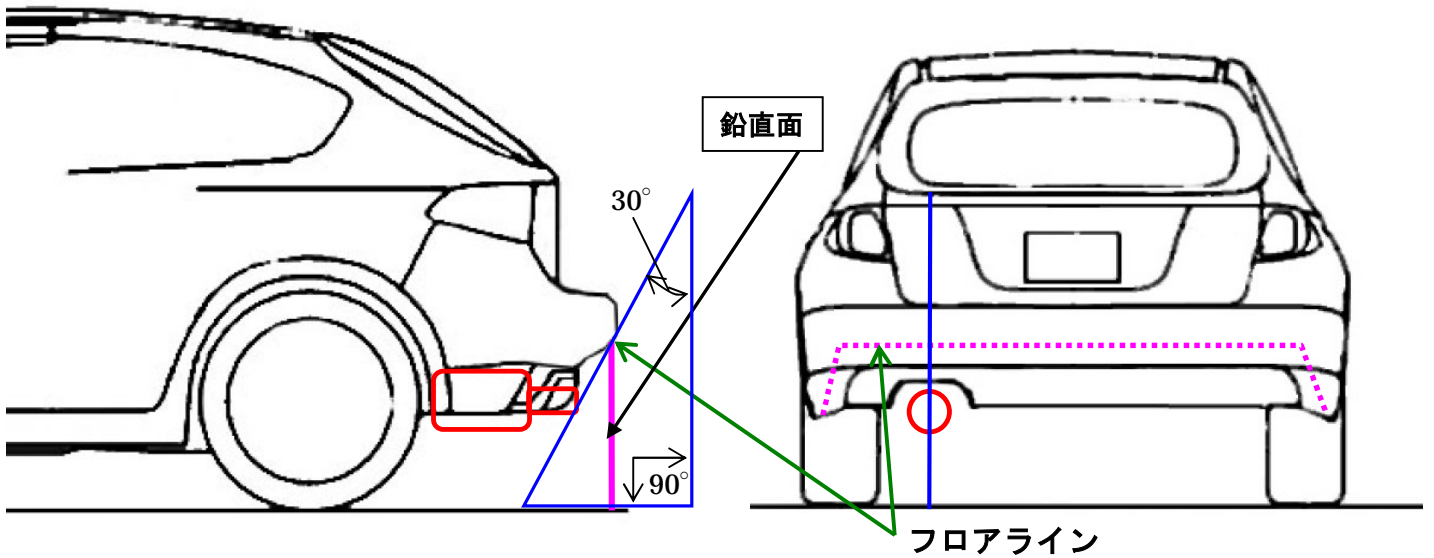
← **2.5R以上の丸みを付ける**

尚、t 5.0未満の板の先端をR2.5処理した場合は不可。 etc.

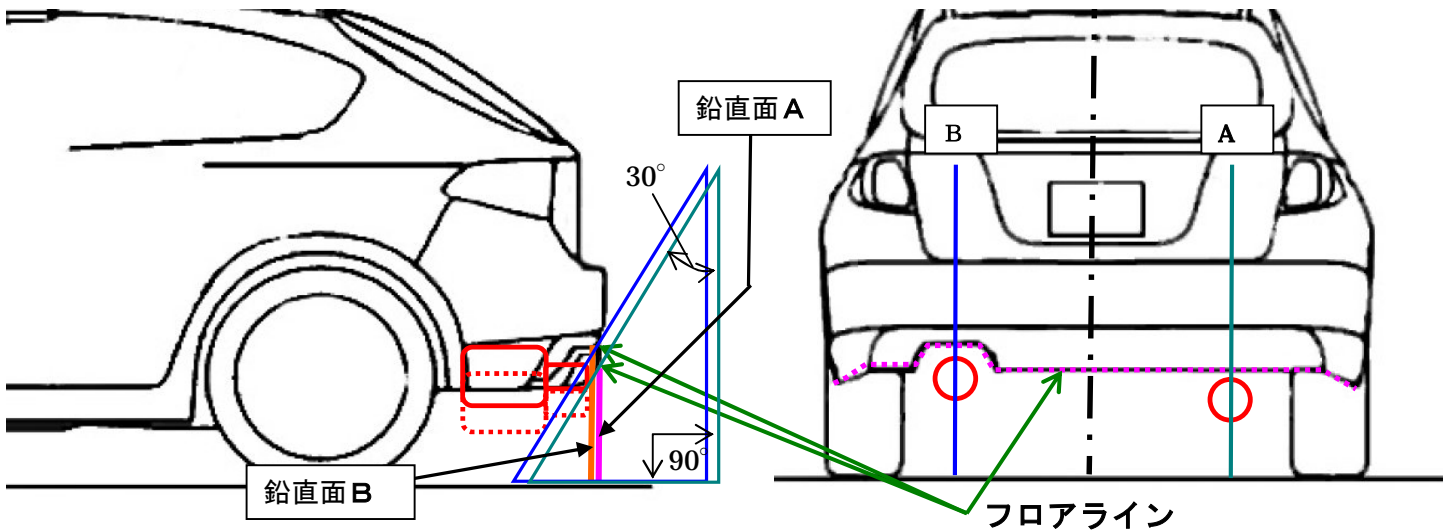
この規制にともない、A ' P E X i商品の一部において2008年12月31日以降に継続生産されている車型の適合年式を変更している商品が御座います。 順次適合対応を行ってまいります。 お客様への販売の際や、ご購入されるお客様においては、適合年式をご確認のうえ販売およびご購入願いますようお願いいたします。

具体例

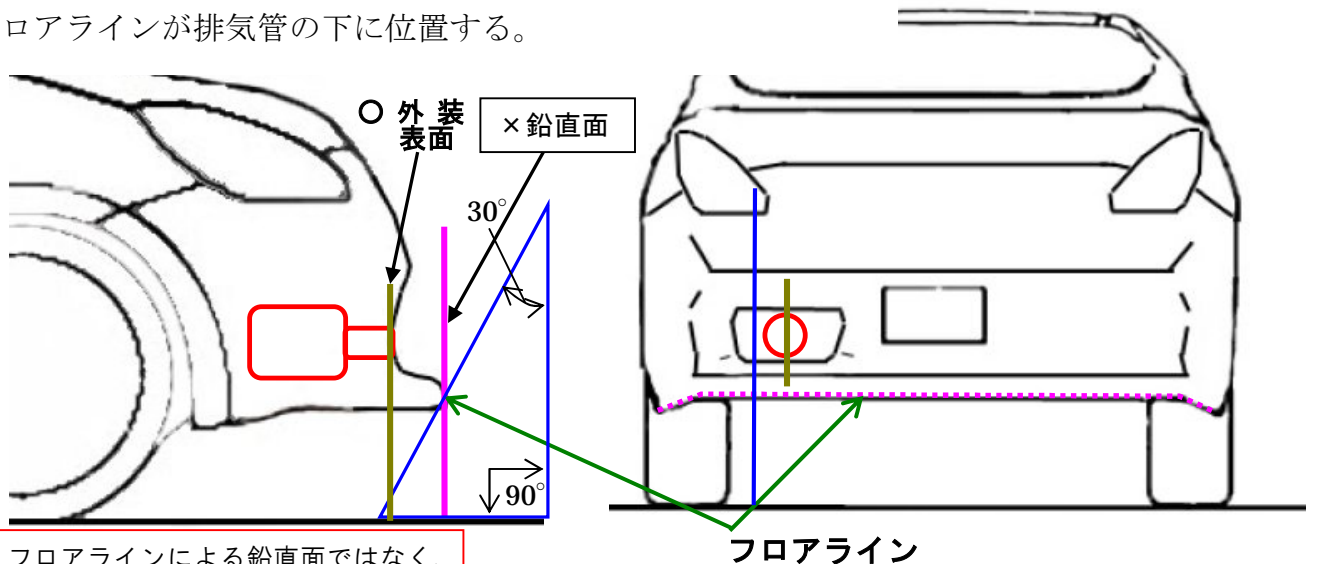
- ① フロアラインが排気管から離れた位置にあるケース。



- ② バンパー下部がフロアラインとなるケース。基準鉛直面：A
またバンパーの排気管出口が切り欠きとなっているケース。基準鉛直面：B



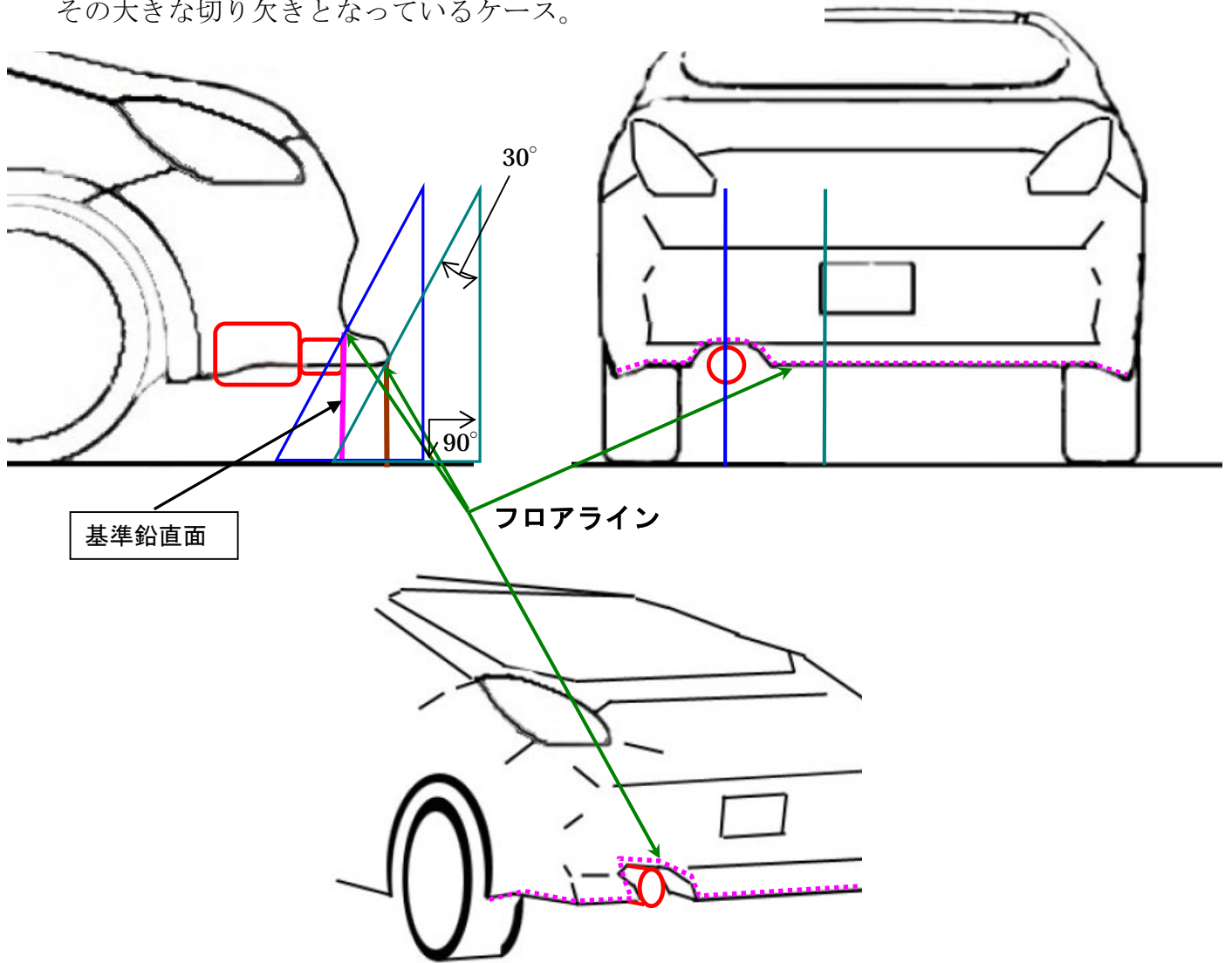
- ③ 排気管がバンパー（外装表面）の開口位置から出ているケース。
フロアラインが排気管の下に位置する。



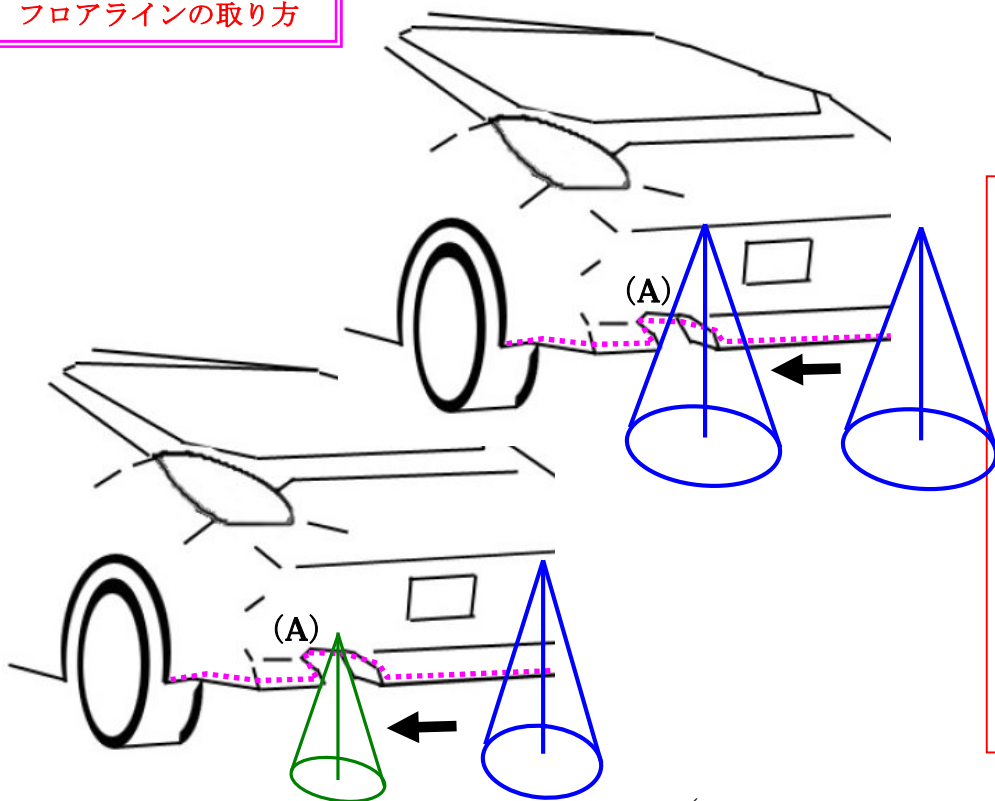
※注意

この場合は、フロアラインによる鉛直面ではなく、
外装表面の規程が課される。

- ④ バンパー下部が後方へ張り出しており、排気管出口周辺はその大きな切り欠きとなっているケース。



フロアラインの取り方



※ 要注意
 左図のような車体（バンパー）形状の場合、円錐を自動車の外部表面に接触させフロアラインとなる軌跡を定めるとき、円錐が大きいと、切り欠き部（A）に接しないことが考えられるが、その場合、切り欠き部に接する、背の低い円錐や三角形の薄いものに代替して、接する軌跡をフロアラインとする必要がある。